

1. 2025年度有識者による懇談会 指摘事項および対応方針							
番号	回	プロジェクト	有識者名	指摘事項	対応	期限	対応状況 (2026年3月時点)
1	第1回	社会調査	松井先生	行政依存となっている現状について、政策的な対象を各所管課と協議・相談し、情報提供を進めると良い。	調査分析後、各担当へ個別に情報提供し今後の対応について協議。	2026年度中とする。	区の実施計画見直しに向け、データの提供及び協議を実施する予定である。
2	第1回	社会調査	松井先生	今後調査を行う上で、一定の区民に継続して意見を伺う「パネル調査」を行うことで推移や変化が分かりやすくなるかもしれない。	今後の検討会にて、パネル調査など調査手法そのものの検討を行う。	パネル調査を行うかどうかの検討は、2026年度前半中に検討する。	次期調査に向けた調査設計は2027年度以降に研究テーマに合わせて検討することとなった。 他の調査ではどのような手法が用いられているのか、随時情報収集を行っている。
3	第1回	社会調査	松井先生	地区の高齢化に関する基礎研究等を見定める。また、他のいくつかの要素を考慮し、年齢構成やワアの必要性等を地区別に見てみる。15年間の変化について関係性を仮説的に捉えることができる。その後、実際に(インタビュー等)したり、今後の調査で行政依存度が増加した要因を把握する調査を検討する方法もある。	・先行研究や収集したデータを基に、高齢化に関する基礎研究/年齢構成や基礎構成を把握する。 ・研究会で議論した上で、次回以降の調査項目の検討、インタビュー調査を行う。	次期調査で取り上げるべきテーマかどうかを議論する必要があるため、2026年度中に検討。	高齢化に関する情報については収集中。 なお、過去調査との比較分析や、属性別の傾向整理を進めているところである。今後、地域活動の継続性や行政支援の方向性に与える影響についても検討する予定。
4	第1回	社会調査	内海先生	(まちの問題対応先の結果から)地域活動の主体が高齢化しており、機能していないと実感する。業務のあり方や住民の生活環境を変えていくため、問題対応先の変化の背景や今後の影響について掘り下げていくと良い。	回答者の基本構成、他調査から見える傾向を調べる。	次期調査で取り上げるべきテーマかどうかを議論する必要があるため、2026年度中に検討。	問題対応先の変化の背景を把握するため、今年度の調査設計の時点で、次期調査の分析の視点として考慮する。
5	第1回	社会調査	内海先生	変化した要素について仮説を立てることが必要。町内会の構成員/役員が高齢化によって、行政依存の増加に繋がっているかもしれない。これを仮説とした際に、関連する研究や実態(構成員の変化等)と合わせて考えると良い。	各設問(まちの問題対応先)について、それぞれ仮説を立て、実態と照らし合わせて分析する。	2027年度の調査設計の時点で、次期調査の分析の視点として考慮する。	本設問について、助言に基づく分析の必要性を確認したものの、今年度の研究では他設問をテーマとしたため未実施。今後の分析の参考とする。
6	第1回	社会調査	祐成先生	(まちの問題対応先の結果について)過去調査から設問文のワーディングに違いがあった。今後、定点観測する際は設問形式にも注意しながら作成すると良い。	全体の構成、設問文のワーディングの見直しを行う。(21年調査、24年調査)	2026年度中に振り返り、次期調査の設計を行う予定の2027年度に考慮する。	全体の構成、ワーディングの振り返り実施済み。 得た知見を2029年調査に引き継ぐ。
7	第1回	社会調査	祐成先生	今あるデータでも分析の手法を工夫することで判明することはある。他には基礎的なデータの収集など違ったアプローチをすると良い。	他所管や他自治体の情報収集、分析方法の収集を継続して行い、24年度調査の分析に活かす。	2026年度以降は、多様なデータの収集を行い、調査・分析を深化させていく。	所内の勉強会等で分析手法の学習を重ね、実際に2024年度調査のローデータの分析を工夫している。その一環として、当該調査のローデータをPower BIに組み込み、可視化する試みを行った。 なお、『せたがや自治政策Vol.18』に掲載する2024年度調査についての報告書は、調査結果の記述が目的であるため、今年度については当該調査結果のデータのみを用いた。
8	第1回	自治制度研究	松井先生	児相移管について、なぜ東京都は人員派遣しなかったかなど当時の状況が記録に残るように、東京都側の認識や資料を収集すると良い。	今年度のヒアリングでは区職員を中心に重きを置いているため、来年度の調査において東京都側の意見を収集する機会を設けることを検討する。	2026年度中に都児相に対してヒアリングを実施する。	—
9	第1回	自治制度研究	松井先生	児童心理士の確保が課題になっている。どのように人材を確保してきたのか組織や人事の面で記録を残した方がよい。	今年度末に児童相談所の設置に携わった職員へのヒアリングを予定しているため、人材確保の点について言及する。	人事の面について区児相にヒアリング済み。2026年度中に都児相に対して同様のヒアリングを実施する。	区児童相談所の職員にヒアリングを実施し、児童福祉士や児童心理士等の専門職のジョブローテーションについて伺った。児童福祉士は、配置可能な職場がある一方で異動先がないことが課題であった。今後は、人材確保についてもヒアリング等で調査を行う予定。
10	第1回	自治制度研究	松井先生	23区に児童相談所の設置が可能になった当初と比べて、児童相談所の設置に対する都民の意識が変化している。例えば、区の子ども家庭支援センターに東京都の児童相談所のサテライトオフィスを設置するといった相互連携の強化を図る取り組みも見られる。そういった設置前と設置後の都区間の意識的な変化について確認すると良い。	来年度の初めに児童相談所を設置している他自治体の調査・ヒアリングを予定している。その際、サテライトオフィスを設けている自治体についても調査対象とし、ヒアリングの実施を検討する。	設置前後の意識の変化について区児相にヒアリング済み。2026年度中に都児相に対して同様のヒアリングを実施する。	都区間においては、一時保護所の相互利用に係る協定の締結や、人材交流の実施など、都と区の連携を強化する動きが見られることを、区児童相談所職員へのヒアリングで確認した。都区の連携強化に伴い、当初の23区全てに区児相を設置するという方針が変わりつつあり、区児相を設置しないことを表明する区が、区児相を設置した区と設置する区と同くらいの数になりつつある。 また、子ども家庭支援センターと児童相談所で取り扱っている相談機能を一体化させるなど、児童相談所の設置形態が多様化していることについても、区児童相談所職員からのヒアリングで把握している。今後も、児童相談所の設置前後における意識の変化について、継続して調査していく。
11	第1回	自治制度研究	内海先生	制度や制度を規定しているものの背景・経緯、他都市の類似制度との比較を踏まえ、特徴を明確にすることで研究価値が高まる。	現状、世田谷区児童相談所設置条例の特徴の把握までは取り組んでいない。今後、他自治体の条例を踏まえて分析を試みる。	2026年度の調査事項として検討する。	—
12	第1回	自治制度研究	内海先生	児童相談所を設置するにあたり、区が独自で設けている基準や児童福祉法の内容をどのように条例に落とし込んでいるか、または法律だけでは対応しきれない内容をどのように条例に反映させたのか、そういった内容を定めるにあたっての背景を踏まえられると良い。特に検討した内容を条例へも反映する際は、文言を含め様々な問題が生じたかを推察されるため、その点を含めてヒアリングを実施できると良い。	児童相談所の設置に携わった職員へのヒアリングの際に、条例作成の過程の聞き取りを行う。	2026年度に当時児童相談所の設置に携わった職員へのヒアリングを予定しており、その際に条例作成の過程の聞き取りを行う。	—
13	第1回	自治制度研究	祐成先生	研究者と行政職員が実施する研究の共通点と違い・重点を置いているところはどこなのか。	引き続き文献収集を進めていき、共通点・違いを明らかにできるように試みる。	—	—
14	第1回	次期計画	松井先生	データ整備を進めた上で、どのように活用していくかが重要。 例:せたがや等職員が参加しやすい体制を整えた上で活用方法を検討していく等	「整備」については、研究所の保有するデータを一元化し、区内公開からスタートする予定。 「活用」については、研究所で作成したダッシュボード等のツールを用いたデータ活用事例を随時発信したり、区内職員向けにデータリテラシーを強化するための研修の実施等を予定している。	「整備」については、研究所の保有データ一元化は2026年12月までに実施予定。 「活用」については、2026年度内にNewsletter又は区内公開サイトにて発信するほか、区内職員向けのデータリテラシー研修を開講する予定。	「地域生活とコミュニティに関する調査2024」のオープンデータ化(2026年4月公開)に向けて準備中である。
15	第1回	次期計画	松井先生	区内各所管から情報収集しながら、課題共有することで横の繋がりが生まれ、今後の調査にも活かせる。そのような機会を作ると良い。	区内職員向けに開催するせたがや版データアカデミー(以下せたがやと呼称)やせたがやを通じて、区内各所管との横の繋がりを広げる。また、せたがやにおいては各所管の課題を取り上げたプログラムを想定しているため、所管の枠を超えた課題共有と、各々の知見を共有する互学互修の場として機能させる。	2026年度も、せたがやおよびせたがやの両事業を引き続き実施する。	—
16	第1回	次期計画	松井先生	財政面の仕組みや理解を若手職員にも理解してもらうことにより、都区制度への理解も深まり、区にとっても良いこと。財政面もプッシュしていくと良い。	都区財政調整制度など、特別区特有の性質の理解は重要。自治制度研究とのシナジーがあることから、児童相談所移管・設置という同プロジェクトの現テーマに付随して、合わせて視野に入れた。	2026年度前半に、都区財政調整制度および特別区制度について、区内職員への理解促進・啓発をどのように進めていくか検討する。	—
17	第1回	次期計画	祐成先生	政策形成過程の「問題発見」のステップは、データの収集の前に、調査の問いを立てることが重要。どのような問いを立てれば適切な調査ができるのか(仮説を立てられない項目は、データが収集できなかつたり分析が難しくなったりするため)、問い-仮説のプロセスの重要性も忘れずに。	次期計画の slides を修正。政策形成過程の①問題発見の「基礎」となる要素の中に、「高い質の調査をするための問いを立てるスキル」を追加。	—	—

番号	回	研究報告担当者	有識者名	指摘事項	対応	期限	対応状況 (2026年3月時点)
18	第2回	西田	祐成先生	6種の地域活動の中で、アクティブ層が一番多いのは「地域のお祭り・イベント」で、他の地域活動は4～6%と、かなり割合が異なる。その上で、「地域のお祭り・イベント」のアクティブ層は、30～40代が4割を占めていて、2年配の方が少ない。対して、他の地域活動は70代がアクティブと逆の結果であり、地域活動の性質によって回答に違いがある。特に、潜在層がどういう人たちのかという点に対して、「女性」、「夫婦と子ども世帯」が多いとあるが、これは時間の不足を示唆しているのではないかと、一方で、アクティブ層では30～40代の3世代世帯はアクティブ層ではないかということを示唆していると考ええる。 先の実地活動の性質という話に戻るが、「お祭り・イベント」は、お祭りと参加の仕方も可能なタイプであるが、他の地域活動は、自ら地域に貢献することが求められている、という点で違いがある。 アクティブ層、潜在層などのような、地域活動への関わり方が変化することがデータから示された、ということが今回の研究の大きな意義であると考ええる。また、浅川先生が仰った「経験」というものが次の関わり方の変化につながっていく可能性が示唆されたと考ええる。	時間の不足は、調査分析中にも挙げられた点であるが、当該調査においてそれを判別・推定するものがなかった。 30～40代の3世代世帯はアクティブ層であるかどうか集計して確認する。 「地域のお祭り・イベント」が他の地域活動と性質が異なる点、「経験」というものが次の関わり方の変化につながるという点についても同じ考えである。この「経験」というものの定義や範囲、「関わり方の変化」を捉えるための指標や数値について議論を重ね、時間の不足を明らかにする設問も含め次の調査に反映したい。	2026年度は、24年度調査の調査設計から公表までの全工程の振り返りを行い、指摘事項を踏まえた上で2029年に実施予定の次期調査に向けて、設問の設計を行う。時期としては2026年度下半期中となる。その後、調査実施予定の前年にあたる2028年度に調査票を見直し、完成させる。	30～40代の3世代世帯はアクティブ層であるかどうかについて分析した結果、該当した度数が「お祭り・イベント」で38、他の地域活動のほとんどが11以下であった。残差分析の結果でも有意ではなかった。この年代で最も多いのは、夫婦と子ども世帯であった(残差分析の結果として30～40代の3世代世帯の度数は、65であった)。また、アクティブ層においては、40～50代の夫婦と子ども世帯、60代以降の夫婦世帯が、残差分析で有意に多い結果となった。
19	第2回	鈴木	祐成先生	町会・自治会の存在を認知しているかどうかということ、加入しているか認識しているかどうかを分けたところ興味深い。この点を分けて議論されることが多く、加入率のような数字がやや一人歩きする傾向も無さくも非ずかと思うが、まず認知しているかどうかというレベルで確かめてくれた。特に印象的だったのが、認知しているが加入していない層が地域活動に関心がないわけではない、という点。町会・自治会以外のかたちで地域活動に参加したい人が一定数いるのではないかと指摘が重要と考える。地域型・テーマ型などといった地域への関わり方への異なるタイプのルートがあるかもしれない。問32でNPOなどへの参加に関する設問があるので、今後の分析に触れていただきたい。 こうした町会・自治会とは異なるタイプの地域への参加もモジュールに影響する可能性がある、というのが、堀江さんの報告内容かと思う。 3つの研究報告はお互いに結び付けて考えると興味深い知見が得られたと考ええる。	今回の調査の結果、NPO等の市民活動団体への加入認識の割合は、8.97%であり、町会・自治会のそれと比較すると33.23%の開きがある。これは「加入認識」という観点から着目した結果、エリア型の組織の方がテーマ型組織よりも加入しているとする者の割合が高いことを意味している。それぞれへの、加入に至るまでの経緯は、今後の調査によって明らかにしていきたい。	-	-
20	第2回	-	祐成先生	今回の研究報告にはなかったが、個人的に興味深かった研究について、ご紹介させていただく。問23、災害の対応や子どもの急な預けなどどこが主体となるか、という設問があった。これは、過去の調査でも聞いており、前回と比較をすると行政サービスによる対応と回答した人が増えている可能性がある、というデータが出たが、今回は研究報告に載せていない。その理由には、実施した調査毎に設問内容が変わっていて、比較が困難であったというのが、検討していく過程で浮かび上がった問題であった。この調査は非常に意義があると考えていて、比較をして変化を捉えていく上で一貫した設問を設けることの重要性和同時に、時代や状況の変化に伴い設問を変えなければいけないという対応、この二つをどうやって両立するかというのが、継続的な調査の課題であると、研究会に参加する過程で学んだので補足させていただく。	今年度の分析のメインとなった「地域生活とコミュニティに関する調査」は、過去にも2009年、2021年に実施しており、今後は5年毎の実施を計画している。ご助言の通り、経年変化を捉えるために「同じ文面で」設問を置く必要性和、時代の変化に合わせて設問の深化的な設問を「変更すること」のプランが大きな課題であると認識している。他自治体の調査などを参考にしながら、来年度以降も継続して開催を予定している「今後のコミュニティ政策の検証・支援のあり方に関する検討会」の場にて、議論を重ねたい。	-	-
21	第2回	西田	松井先生	地域活動の4パタンは、年齢に基づく50代以降のアクティブ層が減少している要因を検討してみるとよいのではないかと。	6種の地域活動のうち、「地域のお祭り・イベント」において50代以降のアクティブ層が比較的に少ない割合となっており、「子どもの見守りに関する活動」も60代以降が少ないが、他の地域活動ではその逆の結果となっている。特に「地域のお祭り・イベント」については、アクティブ層が6種のなかで最も割合が高く、他の地域活動とは傾向が異なることがうかがえるため、別の扱いで分析する必要があると考える。	-	-
22	第2回	西田	松井先生	消極層からアクティブ層への移行は、年齢の上昇とまちの役に立ちたいという思いが有意という結果が興味深い。年齢が高まればなぜアクティブ層に移行するのかを考えてみると、媒介的な要因が存在するのではないだろうか。行政側、または、地域側からの介入方法を検討するきっかけとなるだろう。 地域生活とコミュニティに関する調査は、重要な調査結果である。継続的な調査を期待したい。	ご助言の通り、年齢とアクティブ層の関係は、直接的なものであるかは確定しておらず、媒介的な要因の存在は大いに考えられる。上のご助言も含め、年齢と地域活動の関係についての分析を深めるべく、今後の調査においての設問も検討していく。	-	-
23	第2回	鈴木	松井先生	認知・非加入認識層と非認知層の区分では、非認知が3割を占める背景には、今回の報告の通り、年齢と居住方法も関連しうてはいるが、居住年数も関連しているのではないだろうか。	ご指摘の通り、居住年数との関係について検定を行った結果有意差が見出された。	-	-
24	第2回	鈴木	松井先生	町会・自治会の認知、とはどのような状態であるのかを考えてみてほしいという思いが有意という結果が興味深い。年齢が高まればなぜアクティブ層に移行するのかを考えてみると、媒介的な要因が存在するのではないだろうか。行政側、または、地域側からの介入方法を検討するきっかけとなるだろう。 町会・自治会の認知と加入認識に関する調査も、重要な調査結果である。継続的な調査を期待したい。	2024年度調査では「町会自治会の認知」を「居住地域の町会・自治会の有無の把握状況」という形で操作性に定義し、それに基づきカテゴリーを設定した。しかし実際は、より詳細に場合分けをすることもできる。例えば、「町会・自治会とは何かを理解していない」、「町会・自治会が何かは承知しているが、居住地の町会・自治会について把握していない」などがある。調査設計上、紙幅の都合等で、今回の調査では把握しきれない部分があった。今後、質的な調査を通して、同観点に関する詳細を把握していく。	2026年度に町会・自治会側へのインタビューを企画し、「町会自治会側からみた動向状況」の把握をする。	-
25	第2回	堀江	松井先生	コミュニティ・モラルの傾向に関する分析も、重要な分析である。分析結果は興味深い。コミュニティ・モラルを持つ(高める)ことが目的であるのか、地域活動の増加が目的であるのか。また、行政がいかに関与していくのかを考えていくとよいのではないかと。例えば、分析結果で明示された立ち話をすることの存在は、行政的に整備することで有効だろうか。そもそも、コミュニティ・モラルは第三者(行政、地域)の関与によって変動するものだろうか。この点は検証してみてもよいだろう。	住民の地域活動の増加が行政の成果指標になりえるため、施策としてはこの点を重視すべきと考えている。ただ、コミュニティ・モラルは地域への愛着が要素にあり、これは主観的Well-Beingに繋がる部分でもあることから、いずれは、モラルを高めることも一つの行政の成果指標になる可能性はあると考えている。 「立ち話をすること」を増やすために行政が如何に関与すべきかという点については、「場づくり」が想定されるが、ご指摘の通り、このような行政の関与したことによって変動があるか、そもそも有効であるかについては、制度の設計段階でその検証手法を検討する必要がある。 まずは、令和8～9年に行動する「小さなまちの拠点」のピアリング調査などを通して、「立ち話をすること」のようにつながりがあるように作られているのか把握したい。	2026年度に「小さなまちの拠点」の調査設計を行い、プレ調査を実施する。	-
26	第2回	-	松井先生	各所管からの相談は評価ができる。研究所が受動的であるよりも、能動的に相談事を見舞う活動を担えることよいだろう。	せたがや自治政策研究所が掲げているビジョンの一つとして、「頼れる研究所」がある。庁内各部署と課題の共有・相談を重ね、庁内全体の政策形成能力の向上や政策立案・効果検証支援を図るものである。これを引き継ぎ実行し、積み上げていき、庁内における各研究所の存在価値を高めていきたい。	-	-

番号	回	研究報告 担当者	有識者名	指摘事項	対応	期限	対応状況 (2026年3月時点)
27	第2回	西田	内海先生	本研究は、地域活動参加を「行動」と「意欲」の二軸から四類型化し、参加の構造を動的に捉えた点に大きな意義がある。特に潜在層を析出したことにより、「参加していない層」の内部に政策的可能性が存在することを明確にした。これは実務上も極めて重要な知見である。 加えて、ロジスティック回帰分析により、「まちの役に立ちたい」という規範意識、「近所に親しい人がいる」という関係資本、「仲間意識」などが有意に作用していることを示した点は、参加が制度的義務ではなく関係性の延長線上に位置づくことを示唆している。 ここで一つ申し上げたいのは、研究目的が明らかにしたときに、それがどのような制度へ期待可能なかを併せて構想すると、視点から明らかにするのではないかと一点である。たとえば、潜在層をアクティブ層へ移行させる制度とは何か、単なるイベント告知ではなく、関係性形成を支援する中間的制度設計、たとえば小規模・短時間参加型の仕組みや、子育て・防災などライフステージに接続した参加回路の設計などが想定される。つまり、本研究はすでに「移行可能性」という政策的資源を示している。 また、年齢や世帯構成が有意に作用することを踏まえると、画一的参加モデルではなく、ターゲット別制度設計が必要であることも示唆される。今後は、潜在層の具体的移行プロセスをモデル化することで、参加政策を構造的に再設計する段階へと進むことを期待する。	制度への展開可能性や層の移行可能性について、今後も考えていきたいという方向性は持っているもの、本研究で提示した各層の定義や名称が仮置きなものであったため、この層分けをより洗練していきたい。それを以て、本研究でいう「潜在層」の具体的移行プロセスのモデル化による参加政策の構造的再設計の段階に進められるよう研究を進めていく。 ターゲット別制度設計についても同感であり、本研究の成果をもとにターゲットの精度をより高められるよう他の属性やライフスタイル、生活の行動パターンを捉えていきたい。		継続して観測する必要があるテーマであるため、今後5年程に実施予定の「地域生活とコミュニティに関する調査」を経ながら研究活動を続けていく。
28	第2回	鈴木	内海先生	本研究は、町会・自治会加入問題を「認知」と「加入認識」という二段階で整理した点に理論的独創性がある。特に、非加入層を「認知・非加入認識層」と「非認知層」に区分した枠組みは、制度への接続段階の差異を可視化する重要な試みであった。 ここで重要なのは、「認知」とは何を意味しているのかをより明確にすることである。存在を知っているという意味なのか、活動内容を理解しているという意味なのか、加入方法を把握しているという意味なのか、その射程を明確にすることで、対策のあり方が具体化する。もし認知が「存在を知っている」段階であるならば情報伝達が課題となり、もし機能を理解している「段階」であるならば価値提示の問題となる。この定義の明確化は、制度設計と広報設計の両面に直結する。 その意味で、本研究が提示した二つの課題、すなわち非認知層の実態把握と、認知しても加入に至らないプロセスの解明は極めて重要である。若年層・単身世帯・賃貸居住者に非認知層が多いという結果は、都市の流動性と制度接合の希薄化を示唆する。これは加入率低下の背後にある構造的問題を示しているといえる。 今後は、町会側の視点、接合機会、情報経路などを加えた分析が進めば、加入促進を超えた「参加設計」へと議論を発展させることができるだろう。本研究は、制度と住民との間の「接合の段差」を可視化した点で高く評価できる。	本研究では、質問票の紙幅上の限度があったため「町会・自治会の認知」の加入状況の認識の二つに腑分けにとどめた分析を行ったが、報告書では(1)理解:一般的に町内会・自治会がわからない団体であるか理解している、(2)認知:自身の住むまちにある町内会・自治会を認知している、(3)加入認識:自身の町内会・自治会への加入状況を認識している、(4)登録:形式上、町内会・自治会に会員として登録されているの4段階に分けて分析枠組みを提示した。		これをふまえて、2026年度では、今回手をつけることができなかった、(1)にアプローチするための質的調査の調査設計を考えていく。
29	第2回	堀江	内海先生	本研究は、コミュニティ・モラルという心理的基盤に着目し、地域参加の土壌を明らかにしようとした点で意義深いものであった。参加行動の背後にある信頼、仲間意識、帰属感を数量的に把握したことは、第一・第二報告を補完する重要な視座を提供している。 特に、コロナ期との関係で再整理すると、本研究の意義はさらに明確になる。コロナ禍は物理的接触を制限し、地域内接触機会を大きく減少させた。その結果、意識と行動の関係が分断された可能性もある。もし「接触」という観点からデータを再整理すれば、接触機会の減少がモラルにどのような影響を与え、それが行動にどう反映されたのかという構造が見えてくるだろう。 この接触—意識—行動の連鎖を明らかにできれば、対策はより具体化する。たとえば、参加を直接促すのではなく、まず接触機会を回復させる政策、すなわち偶発的な出会いの場、小規模な対話機会、デジタル接合の設計などが考えられる。意識を意図的な施策と、行動を促す施策の間に「接触」という媒介変数を置くことで、政策体系はより整理される。 本研究は、地域参加を心理的土壌から捉え直し、政策を「動員」から「関係形成」へと転換する可能性を示した。今後、接触構造を組み込んだ分析が進めば、意識と行動を架橋する実践的政策提言へと展開することを期待する。	今後の研究として、「立ち話をする人」といった関係がどのように作られるのか、そのきっかけについて小さなまちの拠点を含めヒアリング調査を実施する予定だが、その「きっかけ」の一面を「接触」という言葉で端的に表現していただき、大きなヒントになった。 ご指摘いただいた通り、偶発的な出会いの場、小規模な対話機会、デジタル接合の設定という観点も含め、「接触」する機会をどのように持ったのか、それによりどのような意識変化が起こり、それがどう行動に繋がったのかを検証していく。	2026年度に「小さなまちの拠点」の調査設計を行い、プレ調査を実施する。	
30	第2回	-	内海先生	本日の三つの研究は、それぞれ異なる切り口をとりながらも、「地域参加をいかに再設計するか」という共通課題に向き合う構造を持っている。第一報告は参加の構造と移行可能性を、第二報告は制度との接合の前提となる認知構造を、第三報告は参加を支える心理的基盤を明らかにし、すなわち「行動」意識という三層構造から地域参加を立体的に把握しようとする試みであり、三研究は相互に補完的関係にあると評価できる。 加えて申し上げますと、これらはいずれも世田谷区にとってきわめて重要な研究であると位置づけられる。世田谷区の今後の地域社会の課題解決、さらには豊かな住環境を形成していくうえで、地域活動や町会・自治会の今後の展開、地域活動参加のあり方、コミュニティ形成、そして人と人とのつながりの再構築が、その基盤的な鍵を握るからである。人口構造の変化、世帯構成の多様化、居住流動性の高まりといった都市的条件のもとで、従来型の参加モデルや地域組織のあり方が転換期を迎えている現在、本日の研究が示した実態把握と構造分析は、政策的にも実践的にも極めて示唆に富むものである。 特に印象的であったのは、地域参加をめぐる前提条件が単一ではなく、行動、認識、意識という複数の層位において規定されていることが立体的に示された点である。第一報告は参加行動の構造と移行可能性を、第二報告は制度との接続段階としての認知の差異を、第三報告は参加を支える心理的基盤を明らかにしており、参加をめぐる課題が多層的に存在することが共有されたといえる。これは、地域参加政策を一律の動員策として設計することの限界を示唆すると同時に、制度設計・情報設計・関係設計を重層的に組み合わせる必要性を示している。 さらに、これらの知見は研究の領域にとどまらず、地域実践の現場とも深く接続するテーマであると感じている。私自身もせみ生とともに「防災コミュニティラボ」等の地域協働型の取組を企画しているが、そこで実感するのは、参加を促す制度設計のみならず、接合機会の創出や関係性形成のプロセスそのものが、地域参加の基盤を形成しているという点だ。本日の研究成果は、そうした実践的感覚とも響き合うものであり、研究と現場の往還を通じて、より実効性の高い地域参加モデルを構想していく必要性をあらためて認識した。 今後の展開としては、それぞれの分析成果を制度設計、情報設計、関係設計へと接続させていく視点が重要となるだろう。本日の三つの研究は、地域参加を「呼びかける」段階から「構造的に設計する」段階へと進めるための基盤を提示したのもとして、高く評価したいと思う。	私共の研究が行動・認識・意識という三層構造が相互補完となる関係であると捉えていただいたのは、「地域活動への参加」をテーマに開催した研究活動報告会の一貫性を確認し、大変ありがたいご講評を賜ったと感じている。また、意識と行動の間に「接触」という媒介変数を置くこと、接合機会回復のための「偶発的」「小規模」「デジタル」というキーワード、いずれも非常に大きな気づきを得ることができたと感じている。 地域活動への参加についてより構造的に捉え、研究成果が政策に結び付くよう引き続き研究活動に邁進してまいります。		

2. せたがや自治政策研究所運営方針

せたがや自治政策研究所方針

(令和元年5月30日決定)

1 設置の背景

我が国の地方分権改革は、国と地方公共団体の役割分担を明確にし、対等・協力を基本とする国と地方の新しい関係の構築を進め、地方公共団体の自己決定・自己責任の原則に基づき、地域内の諸課題に積極的に取り組んでいくことを企図した平成12年の「地方分権一括法」の制定等を契機として、地方自治体に大きな変化をもたらした。

この改革によって、国や都道府県からの権限委譲や各種補助金の一般財源化が進められた結果、地方自治体は、これまでの国主導の画一的な政策によらず、自治体同士で競い合い、それぞれが独自の政策を立案、実践及び評価を行い、自律への道を切り開いていく時代に置かれることとなった。

一方、平成12年施行の地方自治法改正によって、特別区は名実ともに基礎的な自治体に位置づけられ、都から清掃事業や住民に身近な事務が移管されるなど、都区制度改革についても一定の進展がみられた。しかし、都区の事務配分や特別区の区域のあり方、税財政制度など残された課題があり、引き続き都区間で検討が行われている。

こうした地方分権の潮流を受けつつさらに発展していくためには、本区においても、区民に最も身近な基礎的な自治体として、その自治体経営の基盤を強化し自律性の高い行政運営の一層の推進を図ると同時に、職員のさらなる政策形成能力の向上が不可欠になるとの認識のもと、平成19年4月に区の内部組織として、自治体シンクタンクの役割を担う「せたがや自治政策研究所」を設置した。

2 設置目的

地方分権の進展や社会情勢の変化や多様化、複雑化する区民ニーズに対応するため、現場での取り組みや民間の力などあらゆる叡智を活用し、従来の枠組にとらわれない新たな発想によって、中長期を展望した区政課題に関する総合的な調査研究を推進し、政策形成基盤のさらなる強化を図ることとする。

3 基本的な役割

せたがや自治政策研究所は、政策形成基盤のさらなる強化を目指し、次に定める4つの役割を軸とした事業を展開する。

第1の役割——政策研究

区の戦略的な政策を立案するために、全庁的または領域横断的な政策課題や専門的で重要な課題を抽出し、それらを解決するための先進的な調査研究を行う。

第2の役割——基礎研究

中長期的な視点に立ち、将来の区政に影響を及ぼすと想定される潜在的な課題の解決に資する基礎的な調査研究に取り組む。

第3の役割——データの整備と活用

政策立案にかかる基礎的データを収集・分析・提供する（統計調査担当と連携）。それらを区の有用な情報資産として蓄積し、活用するとともに、庁内外に広く発信する。

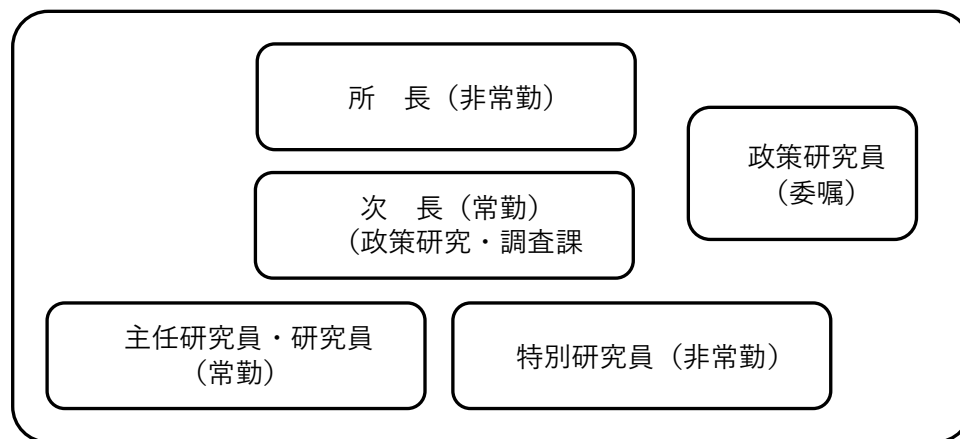
第4の役割——政策提言

政策研究・基礎研究に基づく成果を庁内に報告し、区の課題解決に資する具体的な政策を提言する。

4 組織体制

せたがや自治政策研究所は、所長（非常勤）・次長（課長）・主任研究員（係長）・研究員（職員）・特別研究員（非常勤）で構成する。また、専門家の立場から研究指導を行う政策研究員を設置する。

【組織図】



5 運営体制

(1) せたがや自治政策研究所運営会議

せたがや自治政策研究所設置規則第4条において、所長（区参与）は区長

の命を受け研究所の調査研究等を掌理すると規定されている。このことを踏まえ、研究所運営方針や事業計画に関して合議により検討する場として、「せたがや自治政策研究所運営会議」を設置する。

a 所掌事項

研究所の運営方針及び事業計画について検討する。

b 構成メンバー

区長、両副区長、教育長、政策経営部長、研究所所長、研究所次長（政策研究・調査課長）とする。

※運営会議の開催にあたり、区の庁議準備会議メンバー及び研究所次長で構成する「研究所運営事務連絡会」を設け、事前の庁内調整を行う。

(2) 所内会議

a 主な所掌事項

- ・研究所の運営方針案や事業計画案の検討・作成
- ・シンポジウム関連事項（テーマ・講師の選定、具体的な調整準備、記録作成など）
- ・庁内公開サイトの修正・追加（保有図書、人的ネットワーク、ニュースレター発行など）
- ・その他事務調整事項

b 構成メンバー

研究所所長、研究所次長、主任研究員、研究員、特別研究員

6 研究体制

(1) 政策研究

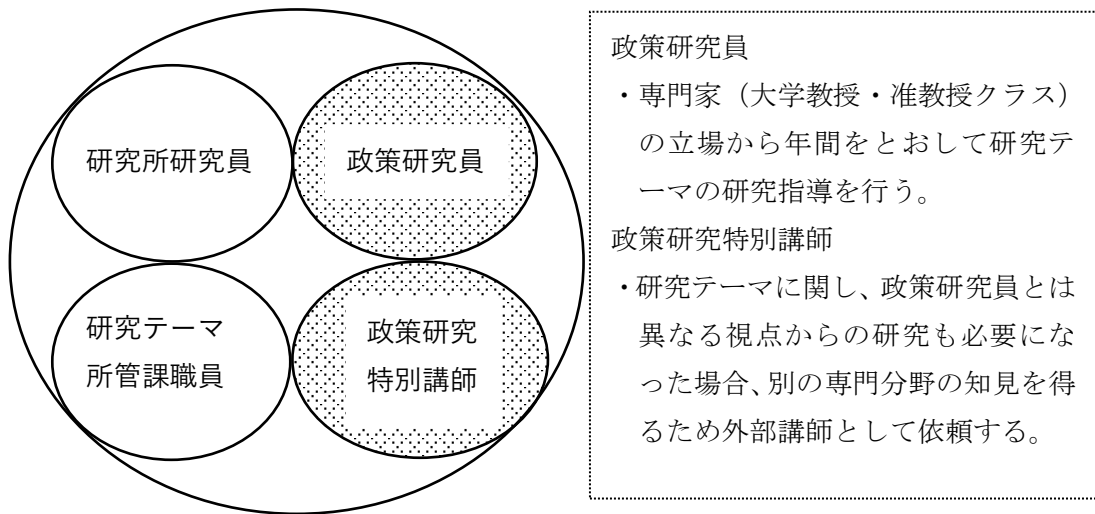
a 研究テーマの選定

運営会議での検討を踏まえ、区長が研究テーマを選定し、基本計画等推進委員会に報告する。

- ・区政の重点課題
- ・庁内から募集

b 研究の進め方

研究にあたっては研究員を主体とするが、テーマごとに専門性を持った外部人材の活用を図る。なお、研究テーマによっては所管課職員の参加や、研究所の支援のもと所管課職員を中心とする研究も想定する。また、テーマに関連した庁内会議体への出席や関係所管及び研究所運営事務連絡会との意見交換により政策立案の精度を高める。



(2) 基礎研究

a 研究テーマの選定

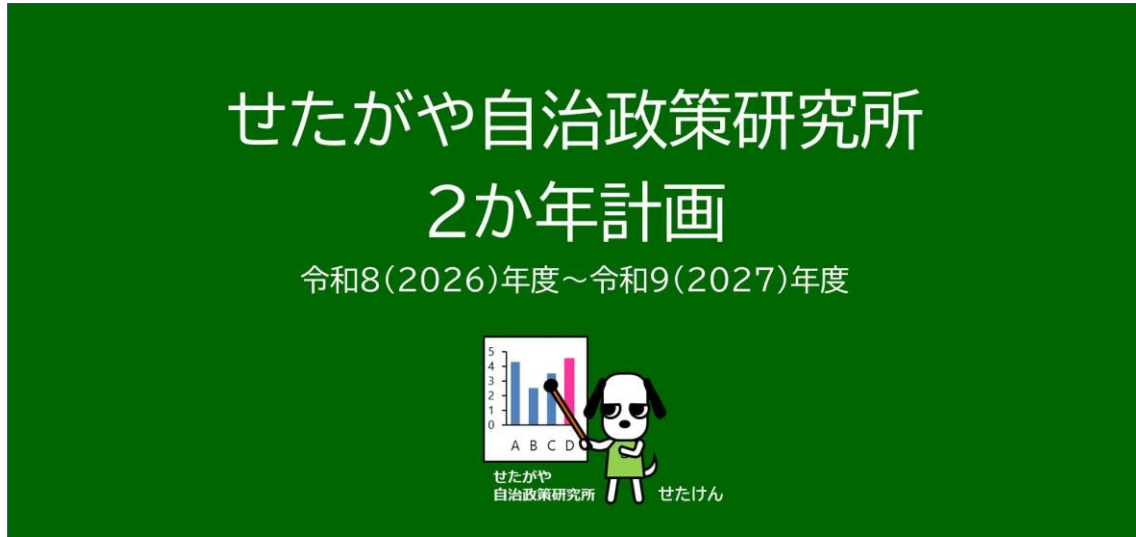
研究所でテーマを選定する。

b 研究の進め方

研究にあたっては研究員を主体とし、テーマごとに専門性を持った外部人材の活用を図る。また、テーマに関連した関係所管及び研究所運営事務連絡会との意見交換により政策立案の精度を高める。

3. せたがや自治政策研究所 2か年計画

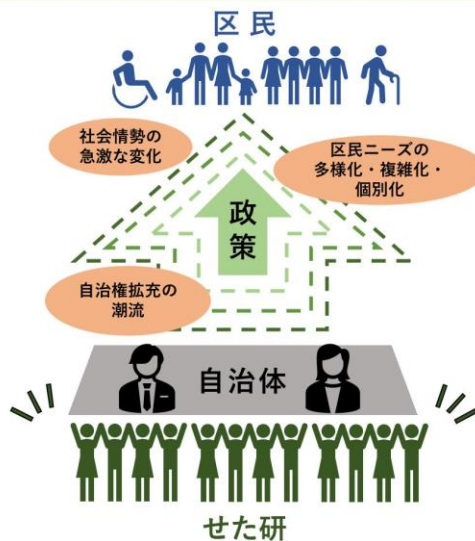
3.1 令和8～9年度



令和7年7月 せたがや自治政策研究所

1

せた研の存在理由



社会情勢の急激な変化による区民ニーズの多様化・複雑化・個別化や、地方分権一括法制定を機とした自治権拡充の潮流により、政策に求められる質や量が増大。

政策を形成する基盤を強化する必要がある。

しかし、今までの政策が役立っているのか、これから考える政策が役に立つのか考えなければならない…

そこで、**政策の形成・検証を重点的に考える**ことができる**組織を作る**必要がある。

▼
せたがや自治政策研究所の設置

2

せた研のビジョン

組織の枠にとらわれず、innovativeな視点・発想で新たな未来をつくる。



3

せた研のミッション

政策形成基盤の強化

…政策形成基盤とは？「政策を形成する」「基盤」と言葉を分解して考える。

政策形成過程	①問題発見	②課題設定	③政策立案	④政策決定	⑤政策実施	⑥政策評価
「基盤」 となる 要素	現状把握のための データ・調査 高い質の調査をする ための調査設計の方法 誰が見てもデータを 理解し易くする スキル 区の実情を把握するた めに区民と対話できる 場・機会 …	問題を深く見極める 分析の スキル 問題であるか判断する ための 情報・データ 問題から解決すべき 課題を設定する スキル 解決すべき課題として 組織の合意を形成する 意思疎通能力 …	政策を立案するに あたって想定しうる リスクを洗い出す 想像力 最善、最適な政策で あることを説明する ための プレゼン力 聞き手が納得できる 客観的な データ 広く知見を得る 機会 …	決定に至る合意を 形成するための 意思疎通能力 決定者以外に政策決定 の過程を 説明する力 …	政策を推進する マネジメント能力 現場の声を受け止める 傾聴力 政策の活動量を示す データ 政策を提供する 現場・機会 …	効果測定のための 指標、データ 政策の評価をする 機会 評価の妥当性を 判断する 能力 …

上記を集約した
政策形成基盤の
3要素

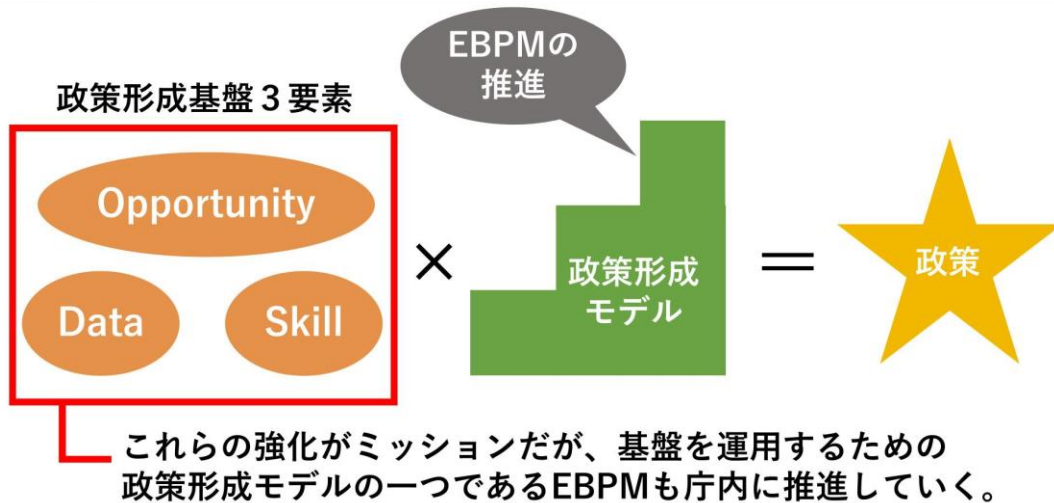
Data

Skill

Opportunity

4

せた研のミッション



5

重点テーマ

- ① 次期コミュニティ調査検討会
 - ー地域コミュニティの実状把握に向けた次期調査の手法等の検討
- ② データの整備と活用
 - ー研究所をはじめとした庁内のデータ整備とその活用
- ③ 人材育成
 - ー庁内職員へのEBPMの推進並びにデータリテラシーの強化、統計知識の習得

6

プロジェクト概要①

プロジェクト	目的	2か年のテーマ	実施概要
<p><i>New!!</i></p> <p>次期コミュニティ調査検討会</p>	<p>地域コミュニティの現状分析、地域行政推進計画の効果検証へ活用できるようなデータをつくり、分析する</p>	<p>次期地域コミュニティ調査の論点整理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティの歴史と変遷、機能・実態について ・これまでの区の地域コミュニティ施策の検証 ・区民にとっての地域コミュニティの実態 ・行政と地域コミュニティのつながり方について
<p>データの「整備」と「活用」</p>	<p>区民と職員がともに取組む地域づくりに役立つデータを収集・整備し、区内外で活用できるようにする</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・データの「整備」 データの在りかの明確化と一元化 ・データの「活用」 データの扱い方の発信と扱える人の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究所の保有データを一元化 →第1段階として区内公開からスタート ・区内の調査・研究のデータベースの仕組み化 →データ取扱いのガバナンス体制の検討 ・ダッシュボード等を用いたデータ活用事例発信 ・職員のデータリテラシー強化のための研修 ・地域特性の析出 ・将来人口推計(令和9年実施予定)

7

プロジェクト概要②

プロジェクト	目的	2か年のテーマ	実施概要
<p><i>New!!</i></p> <p>未来を創る行政職員の人材育成</p>	<p>全庁的に政策形成能力を向上すべく、EBPMの推進とデータリテラシーを強化する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・EBPMの推進&データリテラシーの強化 ・互学互修の場の創出 	<ul style="list-style-type: none"> ・せたがや版データアカデミーの開催 →EBPMを中心とした政策形成手法の習得 ・せた研ゼミの開催 →職員同士と研究成果等を共有・議論できる場 ・研究員の育成 →必要なスキルの明確化とカリキュラムの構築
<p>自治制度研究</p>	<p>区民に最も身近な基礎的自治体として、人口規模にふさわしい自治のあり方を研究する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の自治制度への理解の促進 ・今後の自治権拡充を見据えた研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所設置をテーマとした研究会の開催 →児童相談所設置に携わった職員のヒアリング →他の自治体との比較 ・区内職員に向けた自治制度に関する啓発 →自治制度の理解を深めるための場を提供

8

研究所運営事業	内容
会議運営	運営会議、所内会議、懇談会、研究報告会の運営
都市社会研究	編集委員会の運営、編集、印刷、発行
区民セミナー	当該年度の調査研究内容からテーマを決めて実施
せた研ゼミ	年4回程度実施
情報収集・渉外	学会、自治体シンクタンク交流会等への参加
研究所広報	せたがや自治政策、Newsletter、区ホームページによる情報発信


9

3.2 令和6～7年度

せたがや自治政策研究所

2か年計画

令和6(2024)年度～令和7(2025)年度



せたがや
自治政策研究所 せたけん

令和6年2月 せたがや自治政策研究所

1

基本方針

①頼れる研究所

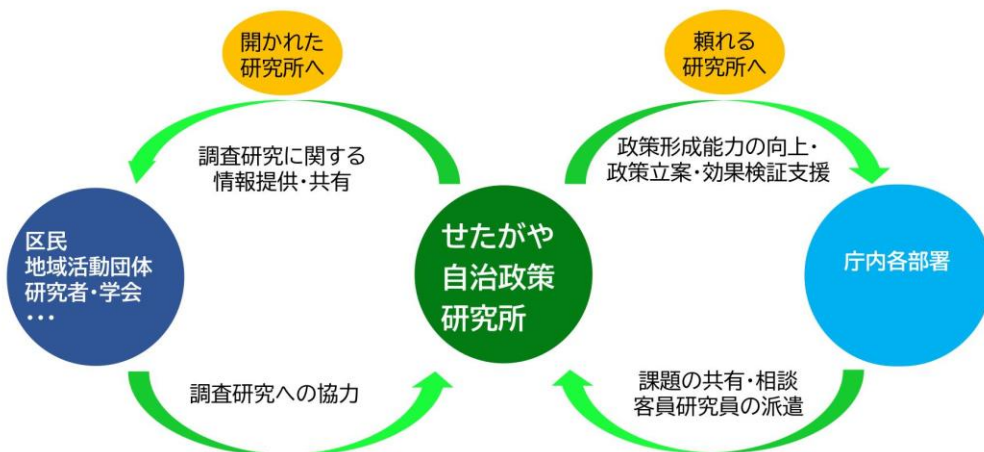
庁内で課題を共有・議論することで連携を深めつつ、担当所管課の政策形成に資する調査研究活動を目指す

②開かれた研究所

区民や地域活動団体、研究者をはじめ様々なステークホルダーとの交流を積極的に行い、創発的な調査研究活動を目指す

2

あらゆる叡智を活用した研究ネットワークをつくる



3

重点研究活動

コミュニティ政策の検証・支援

- －コミュニティの現状分析と未来予測、地域行政推進計画の効果検証への活用

せたがやを読み解くデータの整備

- －区民と職員がともに取組む地域づくりに役立つ「定点観測」データを収集・活用

自治権拡充及び地方分権に係る調査研究

- －Beyond コロナに伴うガバナンスの変容における「新たな自治制度」を構想

庁内職員及び研究所員の政策形成能力の向上

- －「せた研ゼミ」、「せたがや版データアカデミー」の開催

4

3つの調査研究プロジェクト

① 社会調査

- －地域コミュニティの実態把握(個人と団体)

② データ活用

- －地区を基盤としたデータ整備

③ 自治制度

- －自治権拡充及び地方分権に係る調査研究

※各プロジェクトにそれぞれ政策研究員を充てる

※客員研究員制度^注)を創設し、調査研究の充実を図る

注)所属で直面する課題をテーマに政策研究を行う者を客員研究員とし、研究所の予算の一部(負担金、報償費、文献複写など)を使用可能とする。

5

研究計画

調査研究プロジェクト	目的	2か年のテーマ	実施概要
社会調査	コミュニティの現状分析と未来予測、地域行政推進計画の効果検証へ活用できるようなデータをつくり、分析する	地域コミュニティの実態調査(個人と団体)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活とコミュニティに関する調査(個人) →無作為抽出12,000名、郵送調査 →調査結果の分析 ・小さなまちの拠点に関する調査(団体) →データベースの更新、団体アンケート
データ活用	区民と職員がともに取組む地域づくりに役立つ「定点観測」データを収集し、庁内外で活用できるようにする	地区を基盤としたデータ整備	<ul style="list-style-type: none"> ・せたがや版データアカデミーの実施により、インフルエンサーを養成しつかう人を増やす ・データを活用しやすいように整備 →地区で集計されているデータを増やす →調査結果を地区で使いやすい形にして提供
自治制度	自治体経営の基盤強化を図るため、区民に最も身近な基礎的自治体として、人口規模にふさわしい自治のあり方を研究する	Beyond コロナに伴うガバナンスの変容における「新たな自治制度」を構想する	<ul style="list-style-type: none"> ・自治制度研究会の開催 (児童相談所の設置を中心的なテーマとする予定)

6

研究所運営事業	内容
会議運営	運営会議、所内会議、懇談会、研究報告会の運営
都市社会研究	編集委員会の運営、編集、印刷、発行
区民セミナー	当該年度の調査研究内容からテーマを決めて実施
せた研ゼミ	年4回程度実施
情報収集・渉外	学会、自治体シンクタンク交流会等への参加
研究所広報	せたがや自治政策、Newsletter、区ホームページによる情報発信

7

4. せたがや自治政策研究所関連の規則・要綱

(1) せたがや自治政策研究所設置規則

平成 19 年 3 月 30 日規則第 40 号

改正

平成 24 年 7 月 31 日規則第 78 号

平成 26 年 3 月 31 日規則第 18 号

平成 27 年 3 月 31 日規則第 19 号

令和 2 年 3 月 31 日規則第 21 号

令和 3 年 3 月 31 日規則第 46 号

令和 4 年 3 月 31 日規則第 17 号

(設置)

第 1 条 区政に関する総合的な調査研究を行うため、せたがや自治政策研究所（以下「研究所」という。）を政策経営部に置く。

(所掌事項)

第 2 条 研究所は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 区の政策及び施策の調査研究に関すること。
- (2) 区の政策及び施策の提言に関すること。

(組織)

第 3 条 研究所は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 所長
- (2) 次長
- (3) 主任研究員
- (4) 研究員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める者

2 所長は、参与のうちから区長が任命する。

3 次長は、政策経営部政策研究・調査課長をもって充てる。

4 主任研究員は政策経営部政策研究・調査課政策研究担当係長のうちから、研究員は政策経営部政策研究・調査課の職員のうちから、それぞれ区長が指名する者をもって充てる。

(職務)

第 4 条 所長は、区長の命を受け研究所の調査研究等を掌理し、所属職員を指揮監督する。

- 2 次長は、所長の命を受け研究所の事務及び調査研究等を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、調査研究を行う。

3 主任研究員は、調査研究を行うとともに、所長及び次長の指定する調査研究等の管理を行う。

4 研究員は、所長及び次長の指定する調査研究等を行う。

(情報の提供)

第5条 研究所の研究成果の情報は、区民等に提供するものとする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、研究所の運営に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年7月31日規則第78号)

この規則は、平成24年8月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日規則第18号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日規則第19号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日規則第21号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日規則第46号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日規則第17号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(2) 世田谷区参与 (せたがや自治政策研究所所長) 設置要綱

平成19年3月30日18世企第154号

改正

令和2年3月23日31世政調第365号

(目的)

第1条 この要綱は、世田谷区参与 (せたがや自治政策研究所所長。以下「参与」という。) の職を設置し、その取扱いに関して参与及び専門委員の設置等に関する規則 (昭和53年7月世田谷区規則第43号。以下「区規則」という。) に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(身分)

第2条 参与は、地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第3条第3項第3号に規定する非常勤職員とする。

(職務)

第3条 参与は、次の職務を行うものとする。

- (1) せたがや自治政策研究所の調査研究等を掌理し、所属職員を指揮監督すること。
- (2) その他区政に対する助言・提案に関すること。

(任用)

第4条 区長は、自治政策等に精通し、その識見が卓越し、職務経験豊かな者から、参与として任用する。

(定数)

第5条 参与の定数は、1名とする。

(任用期間)

第6条 参与の任用期間は、1年以内とする。ただし、その再任を妨げない。

(報酬及び費用弁償)

第7条 参与の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については、世田谷区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年10月世田谷区条例第28号）及び世田谷区非常勤職員の報酬及び費用に関する規程（昭和40年6月世田谷区訓令甲第39号）の定めるところによる。

(服務)

第8条 参与の服務は、区規則の定めるところによる。

(公務災害等の補償)

第9条 参与の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年4月特別区人事・厚生事務組合条例第8号）に定めるところによる。

(委任)

第10条 この要綱について必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月23日31世政調第365号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

- (3) せたがや自治政策研究所特別研究員設置要綱

平成19年7月1日19世政研第22号

改正

平成21年4月1日20世政研第49号

平成22年3月1日21世政研第46号

平成24年3月6日23世政研第32号の1

平成24年8月1日24世基政第4号

平成26年3月28日25世基政第117号

令和2年3月23日31世政調第364号

令和7年4月1日7世政調第328号

(目的)

第1条 この要綱は、世田谷区政策経営部におけるせたがや自治政策研究所(以下「研究所」という。)調査研究業務の円滑な運営のために、せたがや自治政策研究所設置規則(平成19年3月規則第40号)第3条第1項第5号の規定に基づき、せたがや自治政策研究所特別研究員(以下「特別研究員」という。)の職を設置し、その取扱いに関して世田谷区非常勤職員規則(昭和32年4月世田谷区規則第5号。以下「区規則」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

(身分)

第2条 特別研究員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する非常勤職員とする。

(職務)

第3条 特別研究員は、せたがや自治政策研究所次長(以下「次長」という。)の指揮監督のもとに、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 研究所の調査研究等に関すること。
- (2) その他研究所の業務に関すること。

(任用)

第4条 区長は、自治政策等に精通し、その専門知識を用いて、実証的調査研究が行える者から、特別研究員として任用する。

(定数)

第5条 特別研究員の定数は、予算の範囲内とする。

(任用期間等)

第6条 特別研究員の任用期間は、年度を単位とし、1年以内とする。

- 2 区長は、特別研究員について実績等を考慮して、任用期間を更新することができる。

(職務の態様)

第7条 特別研究員が第3条に掲げる職務を遂行するに当たって必要とする日数等の目安は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 各月8日程度
- (2) 1日6時間程度

(報酬及び費用弁償)

第8条 特別研究員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については、世田谷区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年10月世田谷区条例第28号)及び世田谷区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程(昭和40年6月世田谷区訓令甲第39号)の定める所による。

(服務)

第9条 特別研究員の服務は、区規則の定めるところによる。

(免職)

第10条 特別研究員の免職は、区規則の定めるところによる。

(公務災害等の補償)

第11条 特別研究員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例(昭和43年4月特別区人事・厚生事務組合条例第8号)に定めるところによる。

(研修)

第12条 特別研究員に対し、職務遂行上必要な知識及び技能を習得するための研修を実施する。

(健康診断)

第13条 特別研究員の健康診断の実施は、世田谷区職員健康管理規程(平成22年4月世田谷区訓令甲第5号)の定めるところによる。

(委任)

第14条 この要綱について必要な事項は、総務部長と協議の上、政策経営部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日20世政研第49号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月1日21世政研第46号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月6日23世政研第32号の1)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年8月1日24世基政第4号)

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日25世基政第117号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月23日31世政調第364号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和7年4月1日7世政調第328号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(4) せたがや自治政策研究所政策研究員に関する要綱

平成31年3月27日30世政調第315号

改正

令和4年3月14日3世政調第239号

(目的)

第1条 この要綱は、せたがや自治政策研究所設置規則(平成19年3月世田谷区規則第40

号) 第3条第1項の規定によるせたがや自治研究所を組織する者のうち、同項第5号に規定する区長が必要と認める者の委嘱等について必要な事項を定めることを目的とする。

(命名)

第2条 この要綱に基づき委嘱する者を「せたがや自治政策研究所政策研究員」と称する。

(委嘱)

第3条 セタがや自治政策研究所政策研究員(以下「政策研究員」という。)は、せたがや自治政策研究所(以下「研究所」という。)が行う調査及び研究に関し高度な識見を有する者のうちから、区長が委嘱する。

(職務)

第4条 政策研究員の職務は、研究所が主催する研究会に参加し、調査及び研究に取り組む研究員に対して、専門的立場から指導及び助言するものとする。

(任期)

第5条 政策研究員の任期は、年度を単位とし、1年以内とする。ただし、区長が必要と認める場合は、その再任を妨げない。

(謝礼)

第6条 政策研究員に対する謝礼は、別表に定めるとおりとする。ただし、区長が特に必要と認められる場合は、別表の左欄に掲げる区分に応じて同表の右欄に定める額にそれぞれ50パーセントを乗じた額の範囲内で加算することができる。

2 前項の謝礼の支払は、実績に応じて3月毎に行うものとする。

(解職)

第7条 区長は、政策研究員として委嘱した者が次のいずれかに該当するときは、その職を解くものとする。

- (1) 辞任を申し出たとき。
- (2) 心身の故障等により職務の遂行に支障があると認められるとき。
- (3) 職務の遂行に必要な適格性を欠くと認められるとき。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、政策経営部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月14日3世政調第239号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

区分	1時間当たりの支払基準額
大学教授、弁護士、医師、民間企業最高管理責任者等	13,700円
大学准教授、民間専門研究者等	12,200円
大学講師、助教等	10,500円

(5) せたがや自治政策研究所学術機関誌「都市社会研究」発行要綱

平成 27 年 1 月 21 日 26 世政調第 237 号

改正

平成 27 年 4 月 1 日 27 世政調第 145 号

平成 27 年 10 月 8 日 27 世政調第 178 号

令和 4 年 2 月 9 日 3 世政調第 200 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、せたがや自治政策研究所(せたがや自治政策研究所設置規則(平成 19 年世田谷区規則第 40 号)第 1 条に規定するせたがや自治政策研究所をいう。以下「研究所という。」)が発行する学術機関誌「都市社会研究」(以下「学術機関誌」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(発行目的)

第 2 条 学術機関誌は、区と区民の協働の推進及び区民主体のまちづくりの一層の発展を目指すため、学術論文等を通じて様々な研究者との研究交流を図り、政策形成の基盤づくりの推進を図ることを目的として発行する。

(構成)

第 3 条 学術機関誌には、特集論文その他の論文、研究ノート及び活動報告(以下「特集論文等」という。)を掲載する。

2 前項の特集論文は執筆者に依頼するものとし、同項の論文、研究ノート及び活動報告は執筆者による投稿を受けるものとする。

(特集論文等の主題)

第 4 条 前条第 1 項の特集論文その他の論文の主題は、社会学、行政学、財政学又は社会福祉、環境、教育、都市計画その他の都市政策研究若しくは自治体政策研究の観点から分析した都市社会の構築に関する考察とする。

2 前条第 1 項の研究ノートの主題は、都市政策研究若しくは自治体政策研究における問題提起に関する考察とする。

3 前条第 1 項の活動報告の内容は、自治体政策研究のために区内において行われた活動とする。

(発行回数)

第 5 条 学術機関誌の発行回数は年 1 回とする。ただし、せたがや自治政策研究所の所長(以下「所長」という。)が相当の理由があると認めるときは、発行せず、又は 1 回を超えて発行することができる。

(配布方法)

第6条 学術機関誌の配布方法は、所長が別に定める。

(編集委員会)

第7条 学術機関誌の編集を行うため編集委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する6人以内の編集委員で組織する。

(1) 学識経験者

(2) 所長の職にある者

3 編集委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、編集委員に欠員が生じた場合における補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員会に委員長を置き、編集委員の互選により、所長を除く編集委員の中から定める。

5 委員長が委員会に出席することができないときは、委員長があらかじめ指名する編集委員が委員長の職務を代理する。

6 委員会の事務局は、せたがや自治政策研究所に置く。

(掲載の可否)

第8条 学術機関誌への投稿を受けた論文、研究ノート、活動報告の掲載の可否は、別に定めるところにより行う審査を経て、編集委員会において決定する。

(著作権)

第9条 学術機関誌に掲載する特集論文等の著作権は、世田谷区に帰属させるものとする。

(委任)

第10条 この要綱の施行について必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、せたがや自治政策研究所学術機関誌「都市社会研究」編集委員会運営要領(平成27年2月1日付26世政調第237号)による改正前のせたがや自治政策研究所学術機関誌「都市社会研究」編集委員会規程(平成20年4月25日付20世政研第10号)により委嘱されている編集委員の任期は、第5条第3項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則(平成27年4月1日27世政調第145号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年10月8日27世政調第178号)

この要綱は、平成27年10月8日から施行する。

附 則(令和4年2月9日3世政調第200号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

5. これまでの研究テーマ

せたがや自治政策 Vol.1	<ul style="list-style-type: none"> ・世田谷の地域特性の析出 ・少子化と就労女性の支援ネットワーク ・世田谷の魅力を高めるまちづくり ・地域活動を基盤にした協働社会のあり方
せたがや自治政策 Vol.2	<ul style="list-style-type: none"> ・住民力 ・観光資源 ・世田谷の地域特性の析出 ・環境 ・ソーシャルビジネス
せたがや自治政策 Vol.3	<ul style="list-style-type: none"> ・大学連携のあり方 ・住民力 ・世田谷の地域特性の析出
せたがや自治政策 Vol.4	<ul style="list-style-type: none"> ・超高齢社会 ・大震災と自治体の対応に関する研究 ・住民力（事例分析） ・世田谷の地域特性の析出 ・地域での国際交流活動の推進
せたがや自治政策 Vol.5	<ul style="list-style-type: none"> ・区民参加に関する研究 ・都区制度改革に関する研究 ・地域における社会関係資本に関する研究 ・世田谷の地域特性の析出 ・地域公共施設の住民管理に関する研究
せたがや自治政策 Vol.6	<ul style="list-style-type: none"> ・世田谷の地域特性の析出 ・世田谷区職員による自治権拡充の検討 ・世田谷区におけるコミュニティ行政の展開とその特徴に関する研究 ・地域の社会関係資本測定のための指標再考 ・孤立死リスクの高い高齢者への支援のあり方 ・ヒートアイランドと再生可能エネルギー
せたがや自治政策 Vol.7	<ul style="list-style-type: none"> ・世田谷の地域特性の析出 ・大学・地域・行政等における連携促進に関する研究 ・世田谷区の市民活動団体に関する調査研究 ・世田谷区のオープンデータ推進に関する研究 ・高齢者の社会的孤立状態と主観的孤独感 ・自治体経営における政策指向型人材の育成に関する研究
せたがや自治政策	<ul style="list-style-type: none"> ・世田谷区における市民活動の展開

Vol.8	<ul style="list-style-type: none"> ・母親の社会参加と子どもの教育に関する研究 ・世田谷の地域特性の析出 ・「世田谷区データブック I」について ・地方創生期における「地域経営人財」の可能性～DMO を契機として
せたがや自治政策 Vol.9	<ul style="list-style-type: none"> ・「家族・結婚・ライフスタイルに関する調査」調査結果の概要 ・家族意識に関する研究 ・伝統的結婚観・家族観と未婚化・晩婚化について ・余暇活動における選好性と結婚観 ・世田谷の地域特性の析出 ・子どもの放課後の居場所としての新 BOP のあり方にかかる調査研究
せたがや自治政策 Vol.10	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的困難に直面する若年女性たち ・生きづらさを抱える子どもたち ・家族に関する研究を振り返る ・東京都区部における都心回帰と社会-空間構造の変容 ・世田谷の地域特性の析出 ・100 万人都市世田谷の自治体経営を考える ・住民自治の拡充と都市内分権
せたがや自治政策 Vol.11	<ul style="list-style-type: none"> ・住民自治と区民参加 ・世田谷区における協働政策の展開 ・区職員による研究チームの議論から ・「せたがや的なもの」の出発点 ・市街地再開発事業における周辺住民への対応 ・データで見る世田谷——「働き手」と「働く場」
せたがや自治政策 Vol.12	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体経営のあり方 ・地域行政の推進
せたがや自治政策 Vol.13	<ul style="list-style-type: none"> ・世田谷区における「小さなまちの拠点」の形成 ・地区レベルの地域コミュニティと区行政のかかわりかた ・地域行政に関する研究 ・パーソナルネットワークにおける恋人との紐帯を測定する意義
せたがや自治政策 Vol.14	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 3 年度の調査研究の総括と今後の展望 ・世田谷区におけるコミュニティの現状とコロナ禍の影響 ・世田谷区で EBPM を推進しデータ利活用を進めるために ・世田谷区の人口動向の分析
せたがや自治政策 Vol.15	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 4 年度の調査研究の総括と今後の展望 ・社会調査データに見る世田谷区の地域コミュニティの変容 ・政策形成力の向上とデータ活用の推進 ・令和 4 年度将来人口推計の実施報告

	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の人口分析 ・地域行政史とアーカイブスの構築 ・地域行政に関する調査研究 ・個別政策支援研究
せたがや自治政策 Vol.16	<ul style="list-style-type: none"> ・世田谷区でデータ活用を進めるために —ダッシュボードの試作とせたがや版データアカデミーの実践から— ・人口構造から見た自治体の社会空間構造 —東京都世田谷区の人口ピラミッドに関する分析— ・世田谷区の地域特性の析出 2023 世田谷区の人々の移動 —世田谷区民はどこからきてどこへゆくのか— ・今後の展望 —継続的に社会を可視化し続けること—
せたがや自治政策 Vol.17	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域生活とコミュニティに関する調査 2024」の報告と今後の展望 —「地域生活とコミュニティに関する調査 2024」中間報告書— ・「居住と地域社会に対する意識に関する Web 調査」の分析結果 —移動理由と価値観から住民の特徴を捉える— ・各所管で実施する「調査・研究」データベースの作成 —「調査・研究」成果の有効活用に向けて— ・データ活用を推進するためのダッシュボード Power BI 版の作成 ・世田谷区の住みやすさ・住みにくさの背景を探る —公開ローデータを用いた分析として—

6. 予算(過去5年分)

令和3(2021)年度	総務費	総務管理費	企画調整費	予算額	8,186,000円
令和4(2022)年度	総務費	総務管理費	企画調整費	予算額	8,885,000円
令和5(2023)年度	総務費	総務管理費	企画調整費	予算額	19,242,000円
令和6(2024)年度	総務費	総務管理費	企画調整費	予算額	19,031,000円
令和7(2025)年度	総務費	総務管理費	企画調整費	予算額	9,544,000円

7. せたがや自治政策研究所 2025(令和7)年度メンバー

研究所所長 大杉 覚

研究所次長 大谷 昇

主任研究員 小藪井 良太、堀江 博昭

研究員 内海 大輔、西田 祐志郎、戸畑 粧子

特別研究員 鈴木 颯太